

岩手県告示第 208 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

平成 20 年 3 月 21 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 遠野東和自転車道線
- 3 決定の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	敷地の幅員	延 長
遠野市土淵町土淵 6 地割 84 番 1 地先から 103 番 3 地先まで	m 7.5~5.7	m 15.4
遠野市松崎町白岩 1 地割字下柳 59 番地先内	4.5~2.3	162.0
遠野市遠野町 9 地割 106 番 9 地先から綾織町新里 29 地割字間木野下 2 番 2 地先まで	4.0~2.0	755.4
遠野市宮守町下鱒沢 21 地割 3 番 4 地先から 145 番 1 地先まで	4.8~4.0	136.3

- 4 区域を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター
 - (2) 期間 平成 20 年 3 月 21 日から同年 4 月 21 日まで